

その5 お墓じまいは後悔のない選択を

近年、少子高齢化や核家族化が進み、お墓に対する考え方も変わりつつあることで「お墓じまい」をしたと考えている人も少なくありません。お墓を継ぐ人がいないというケースもありますが、子どもに負担をかけたくないといった、次世代への気づかいなどで検討される場合もあります。

様々な事情がある中で、やむをえず「お墓じまい」をした後に、取り出した遺骨をどうするかという問題があるのですが、永代供養という形を選ぶ方が多いようです。

永代供養とは、お寺などに供養料を支払うことで契約期間のうちには供養や管理をしてもらえる方法です。メリットとしては、法事法要といった管理を任せられること、継承者を必要としないことです。一方デメリットとしては、費用がある程度かかることと、永代供養とはいっても永久にやってもらえるわけではないことです。13回忌までとか33回忌までといった期間をもうけ、その後は他の遺骨と合葬されるので、途中でご遺骨を取り出すことができません。しかし、お寺によっては合葬墓でなく納骨堂があるところや、保管期限がないといった所もあります。また、門徒以外は受け入れていないお寺や、永代供養に関する規則があることもあります。

いずれにしる、「お墓じまい」を考え始めたら、まずは親族間でよく話し合うことが必要です。受け継いでいる人の一存で決めてしまわないように、お骨に関係する親族の思い入れをよく考えることが大切です。また、年に一度お墓参りすることが、心の拠り所になっているということもありますし、お墓はその家が確かにそこに存在したという象徴でもあります。安易に管理が煩わしいとか、遠方からわざわざ子どもたちに来てもらう面倒をかけたくないといったようなことで決めてしまわず、後悔のない選択をしてほしいと思います。

その6 遺言も一長一短

今年7月10日から、自筆証書遺言書が法務局において保管してもらえる制度がはじまりました。最近では、それほど多くの財産をお持ちでなくても遺言書を作りたいと希望される方が増えてきています。特に相続で争いごとが起こることがないにもかかわらず、やはり自分の亡き後、自分の想いが遺族に反映されないのではとの心配から、また子どものいない方の場合ですと、いずれ親族の誰かに託すのであれば、ぜひとも自分の意思を色濃く反映させたいと願う方など、遺言書を作っておきたい思いは色々です。

さて、遺言書にも様々な方式がありますが、実際に活用されているのは『自筆証書遺言』と『公正証書遺言』です。まず、『自筆証書遺言』ですが、費用がかからないということ、自分一人でも作れるといった点では、お手軽に作れるような気がしますが、財産目録以外は全て自筆でなければならないことや、形式の不備があると無効になるといった心配もあります。一方、『公正証書遺言』は、法律に詳しい公証人が作ること、形式不備になることはありませんが、公証人に払う費用が発生することや、証人が2人以上必要であるという煩わしさもあります。

また、近頃は『信託』を活用した財産管理も行われるようになってきました。これは認知症等で判断ができなくなった時に備え、生前中、財産の権利を持ちながらも、金融庁から登録を受けた信託銀行・信託会社に、財産（預貯金・土地・建物・株式等）の管理と運用を任せるといったものです。相続発生時には指定した受益者（本人を含む）に確実に財産を渡すことができるということや、生前中に遺言ではできない何代もの先の受益者を指定できるというメリットがありますが、契約書作成、手数料などにそれなりの費用がかかります。

このように遺言の作成もそれぞれ一長一短ありますが、いずれにしる相続が争続にならないよう、財産を託す人は、ご自分から家族間での話し合いを十分に持つことが大切になってきます。